

遺産相続財産によるご寄付について

「遺贈」（遺言によるご寄付）

生前に遺言を作成・残すことにより、特定の団体等(相続人外)に、財産の全部、または一部を無償で譲与する「制度」です。

ご自分の想いを未来に託す新しい寄付のかたちです。

遺言書の作成

- ① 遺言書には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」とがありますが、「自筆証書遺言」は、様式不備により無効となるリスク、紛失リスク、最終的には家庭裁判所による検認が必要となるデメリットなどがあります。「公証人役場」で「公正証書遺言」を作成されることをお勧めします。
- ② 遺贈額が、民法上最低額保障されている法定相続人の相続分(遺留分)を侵害していないかどうかの配慮が必要です。

遺言書の保管と管理

民法の改正により、2020年7月10日より全国の法務局で保管ができるようになりますが、弁護士・信託銀行等に保管と管理を委託することができます。

遺言執行、遺産の調査・財産目録の作成

遺言執行にあたり、遺産の調査・財産目録の作成・遺産の処分・受遺者等への財産配分等、高度な専門性が必要となりますので、弁護士、司法書士、税理士、信託銀行等、専門家にご相談されることをお勧めします。

相続財産によるご寄付について

- ① 相続財産によるご寄付については、相続人が相続税の申告期限(被相続人がご逝去された翌日から10ヶ月以内)に、当財団に寄付し、税務署に申告することにより、当該分につき、相続税が非課税になります。
- ② 相続税の非課税申告には、当財団の「寄付金領収書」「相続財産受贈証明書」「相続税非課税対象法人証明書」が必要となります。
「非課税対象法人証明書」を発行してもらうには、1ヶ月以上要しますので、事前に「事務局」にご連絡・ご相談下さい。